

令和3年度 第15回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年3月18日（金）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第15回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和4年3月18日（金）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

1 教育長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長報告事項

4 協議事項

5 議案審議

議案第24号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について（追加）

議案第25号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について（追加）

6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）

2 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（教育指導担当）

3 令和4年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）

4 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）

5 諸報告

（1）事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

（2）事業等の実施結果について

ア 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

協議事項（再掲）

1 令和4年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

2 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について（教育総務課・学務課）

3 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について（学務課）

4 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部改正について（指導室）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋

出席説明員	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、現在、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第15回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 次に、令和4年2月8日開催の第13回定例会の会議録につきましては、個別にご送付させていただき、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようでございますので、第13回定例会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

次に、令和4年2月16日開催の第14回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行うこととさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員（大野）】 今回の教育委員会が今年度最後になるわけですが、この1年間、コロナ禍で誰も経験しなかったようなことが次々と起きております。教育委員会事務局、学校、それぞれの施設の方々も、アイデアを出してよく頑張ってこられたというのが、私の印象です。本当にお疲れさまでした。

教育委員としては、学校行事への参加もままならず、児童・生徒と直接話をすることや、先生方の頑張っている姿を見ることもできない1年でした。大変残念でしたけれど、来年度はぜひ、代替手段を講じて、児童・生徒や教職員等と触れ合う機会を増やしていきたいと考えています。

以上です。

【委員(稲葉)】 オンライン授業の急速な取り組みというのは、先生方大変だったことと思います。同時に、学校と保護者の皆様が協力し合って、子どもたちの学ぶ場というものをつくっていただけた1年かなと思います。その中で、働くお母さまから、学級閉鎖になって子どもを家に一人おいてオンライン授業をうけさせるというのがとても不安であったという話がありました。学級閉鎖時にずっとオンライン授業だったらいいけど、オンライン授業の後に自習、その後にまたオンライン授業で、何度もタブレットをつけたり切ったりすることが、自分のいないところで子どもにできるか不安で、仕事をお休みして学級閉鎖になったときにはずっとつきっきりであったということでした。そうすると、親が長期欠勤となるので、雇用を切られてしまうこともあり得るという不安を抱えておられました。そういう苦しい思いを、二、三人の方から聞いております。コロナが長引き、学級閉鎖が続くようでしたら、その辺のところも学校側は考えていかないといけないし、これは福祉の分野かもしれませんが、生活に困窮しているご家庭を現場の学校がすくい上げて、生活を安定させるための機関につなげる情報を提供することが必要じゃないかと思います。経済的不安、子どもの健康の不安と、親御さんたちはとても不安を抱えての2年間だったと思います。先生たちも必死だと思いますので、コロナが終息するように願いながら、また来年度から1年間頑張っていたければと思います。どうもありがとうございました。

【委員(杉本)】 12月から教育委員を拝命しまして、いろいろと運営状況だとか把握させていただきました。来年度の4月からもっと勉強して、教育委員会でも積極的に意見を述べていきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

【教育長(橋本)】 ありがとうございました。私からも報告させていただきます。

私も10月の就任ということで、本日が今年度最後の教育委員会ということでございます。この間、教育委員の先生方ならびに事務局職員にはご指導、ご協力をいただきましたことを、まずお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

先般、ご案内のとおり、児童・生徒表彰式がございました。スポーツ・文化活動での活動はもとより、人命救助につながる勇気ある行動に対する表彰もございました。非常にうれしく、たくましく思ったところでございます。

それから、3月25日まで議会が開かれております。現在、予算委員会の最中でございまして、22日が教育費の審議ということになります。最終日まで、しっかりと対応したいと思いますが、一般質問については20件弱の質問をいただきまして、一生懸命教育委員会としてもその答弁で対応してきたつもりでございます。内容については、後日、ご報告をさせていただきたいと思います。

本日、18日は中学校の卒業式があり、24日は小学校、年度が変われば入学式等あるわけですが、このような状況ですので、なかなか出席がままならないというところですが、子どもたちの成長を心から祈っていたいというふうに思います。

私からは以上とさせていただきます。

次に、教育総務課長から順に、現況報告などについて簡単に説明をお願いいたします。

【教育総務課長(芥川)】 教育総務課から一点、ご報告を申し上げます。

3月16日の午後11時40分ごろ、福島県沖を震源とする地震が発生しております。気象庁のホームページによりますと、青梅市では震度3ということで、結構長い揺れもございました。翌17日の朝一番で、各学校の方に被害状況の確認と報告を依頼いたしました。結果としましては、今回の地震による学校施設への被害報告はありませんでした。引き続き学校施設の維持管理につきましては、各学校や市長部局とも連携しながら適切に対応してまいりたいと思います。

教育総務課からは以上でございます。

【学務課長（榎戸）】 学務課からは、二点ご報告申し上げます。

新年度から、小学1年生の黄色い帽子が男女で同じものとなります。現在、女子児童が着用しているものに統一しようというものでございます。こちらにつきましてはすでに新入児童の保護者および学校には周知済みでございますが、4月1日付けの広報おうめでも広く周知してまいります。

また、4月1日付けの広報おうめでは、就学援助のお知らせも掲載いたします。経済的に援助が必要な方のご相談には丁寧に対応してまいります。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（手塚）】 先ほど教育長からもお話がありましたけれども、本日、中学校の卒業式でした。学校から、午前中の段階で無事終了したという報告を受けております。小学校の卒業式は3月24日です。また、両卒業式、そして令和4年度の入学式につきましては、来賓の参加はご遠慮いただくこととなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以前お伝えした内容ともし重なったら申しわけないですが、来年度の指導室行事予定で一部、中止としたことがありますので、この点について確認をさせていただきたいと思います。

市教育委員会より、新型コロナウイルス感染症の影響があり、そのことで実施が左右されるものについては検討するように要請しているということ。教員の働き方改革を推進する上で、行事の精選をしていく必要があるということ。これらのことから、例年、夏に行っていた中学校の陸上記録会、駅伝大会、中学校の夏季部活動の大会を中止とすることとします。なお、駅伝大会につきましては、中学校の東京駅伝大会の中止に伴って、連動しているところもあります。これらの決定については、中学校の校長会より十分に意見を聞いております。

また、実施したい学校には奥多摩溪谷駅伝に出るよう声かけをしてまいりたいと思っております。

小学校の造形作品展ですが、これまで美術館で実施しておりましたが、エレベーター等の不具合がありますので、来年度からはネッツたまぐーセンターで実施していくように検討しております。

指導室からは以上です。

【教育指導担当主幹（梶井）】 いじめの重大事態の報告書について、進捗状況をご報告させていただきます。この後、保護者の方へ内容を確認した上で、いじめ問題対策委員会等でも確認をし、皆様にも報告書という形で出させていただく流れになるかと思ひます。

以上です。

【学校給食センター所長（中村）】 3学期の給食は3月17日に中学校が終了し、24日をもって全校が終了いたします。その後、春休み期間中に場内全体の消毒や機器の点検、メンテナンスなど

を行いまして、令和4年度は4月6日から献立がありますが、7日が開始日になりそうだと学校からきいているので、そこに備えていきたいと考えております。

以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育課からは事業報告をさせていただきたいと思います。

生涯学習事業実施結果報告にもありますが、2月23日に、佐藤財団との共催で、「善ちゃんのサイエンスショー」をネッツたまぐーセンターにて、感染症対策として、午前と午後の2部制で実施いたしました。合計で124名の参加をいただいております。静電気ですとか、空気砲などよくテレビでしているような内容をやっていただいて、参加者から大変好評をいただくことができました。

3月5日には、ネッツたまぐーセンターのネーミングライツ（施設命名権）を活用しまして、『二宮金次郎』の映画鑑賞会を実施しております。感染症対策として、午前と午後の2部制で開催させていただきました。私も、二宮金次郎が、実際何をやった人かというのは勉強不足で知らなかったのですが、映画を観て、感動してしまいました。

3月12日、こちらも佐藤財団との共催事業である国際理解講座の閉講式を行いました。小学4年生から中学生までの全体で90名の卒業ということとなりました。こちらも2部制で実施をしてございます。

以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは、東京都指定有形文化財の旧吉野家住宅の屋根葺き替え工事について説明させていただきます。

この工事は2月1日から実施をしており、葺き替え作業につきましては、天気もよく順調に進んでおります。現在の予定ですと、4月の初めには屋根の葺き替え作業が終了する予定となっております。既に、市の広報等でもお知らせをしておりますが、3月19日から21日の期間で、市民向けの見学会も開催されます。現在のところ延べ70名近くのお申し込みがございまして、各回30分程度の説明と質疑応答や施設見学を含めて1時間程度の内容を予定しております。また、新町地区の小・中学校にも、年度末の忙しい時期でありますけれども、機会があればご見学にお越しくださいとの連絡をしております。

以上でございます。

【美術担当主幹（田島）】 美術館では、小島善太郎展を開催してございまして、3月15日には日野市のボランティア団体が視察に来られました。教育長、部長にも本庁でごあいさついただきまして、皆さん非常に満足してお帰りになられました印象です。

4月2週目から栗原一郎展が始まります。チラシおよび来年度の年間計画を4月以降にはお配りさせていただきたいと思います。

以上です。

【教育長（橋本）】 各課からご報告をさせていただきました。この内容につきまして、各委員さんから何かございますか。

よろしいでしょうか。

2 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項2、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料2をご覧ください。2月に行いました「いじめ」実態調査の集計でございます。

いじめの認知件数合計でございますけれども、ウの合計の欄、一番下に359とございます。なお、こちらについては、期間内に解消したものと、継続指導中ということで分けて記載してございますが、現在継続指導中のものが26件ございます。

なお、Cの発見のきっかけですが、「アンケート調査によるもの」が、毎回非常に多くなっており、特にこのあたりで増えたのが、「本人の保護者からの訴え」となっております。

引き続き、学校にはいじめ問題対策委員会を中心に具体的な対応に取り組んでいただいております。教育委員会としましても、3月には1年間の調査をまとめたものを出していくことになります。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いします。

【委員（大野）】 この集計の表を見て、私が考えたことをお話ししたいと思います。それは、発見のきっかけと、期間内に解消したかどうかということに関することから得られる教訓は何かということなのです。

Eの「アンケート調査による発見」の中学校を見てほしいのですが、25件あるわけですが、そのうち期間内に解消が12件で、継続指導中が13件。それから、Gの「本人の保護者からの訴え」が中学校で2件あり、2件とも継続指導中。それ以外のAからLの各項目につきましては、もともと件数は多くないけれども、おおむね期間内に解消しているということが言えるのだらうと思います。

これで言えることは何だろうかと考えたのだけれども、中学生がアンケートに「僕はいじめられている。」というようなことを書くのは、かなり心理的な壁は大きいのではないのでしょうか。つまり、アンケートでいじめられていることを書くまでには、いじめられ始めて時間がたち、深刻な状況で書いたのではないのでしょうか。Gの「本人の保護者からの訴え」も同様で、中学生の親が学校に相談してくるといのは、中学生だとなかなか親に言わないところで、親から言ってくることを考えると、時間も経ち、期間内に解消しづらいことになっているのではないのでしょうか。

そこから言えることは、「学級担任が発見」、「養護教諭が発見」、「学級担任以外の教職員が発見」等ありますけど、早めに教職員が発見できれば、それほど深刻になっていない可能性があります。そうすると、EとかGについては、発見の遅れが原因になっている可能性がある。そこで私たちが得られる教訓は、当たり前ですけども、学校の教職員が子どもたちをよく見て、早めに発見する。それがいじめの早期解消にもつながるのではないかと。そういうことが言えると思います。

そういう意味で、こういう数字を見ながら、来年度、生活主任会なり校長会なりで早期発見に努めることがいかに早期解決に結びつくかということが、この数字からわかりますので、ぜひ今年度も頑張ってください、というようなお話をしていただけるようお願いしたいなと思います。

【教育指導担当主幹（梶井）】 ありがとうございます。私たちもなかなかそういった深いところまで分析できてないところもございますので、そこについては引き続き校長会、生活主任会等にも周知してまいりたいと思います。

【委員（稲葉）】 私たちは数字しか見えないので、早期解決した理由や、子どもたちの声を聞きたいです。こんなふう先生や親が対応してくれたので、不安な気持ちは安定に向かっていったというような、サクセスストーリーをお聞きできたらいいなと思うのです。例えば先生がこういう言葉がけをしてくれたので、私はいじめられた気持ちから回復ができたということが文章化されていると、先生たちもそういう子どもの声から次への対応ができると思うのです。数字だけではなくて、子どもの声を聞いて知ることができるといいなと思いました。

【教育指導担当主幹（梶井）】 ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【委員（大野）】 今の件ですけど、来年度、事例研究として成功事例、稲葉委員のおっしゃるサクセスストーリーを取りまとめて見られるようにできたらいいなと思います。私たちも参考になるけど、先生たちもこういうふうな指導をしていったらうまくいったケースがあるというのは、参考になると思うのですよね。数字だけじゃなくて、事例として、一覧みたいなものがつくれたらいいかと思います。そのようなことを指導主事の先生たちにもぜひお伝えいただければと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 令和4年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、令和4年度社会教育事業年間計画についてを説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料3をご説明したいと思います。実施場所と四半期ごとに区分して記載してございます。

初めに市民センターですが、共催講座といたしまして、年に1～2回の講座を開催する予定でございます。

それから、4段目の生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭でございますが、こちらは5月14日、15日で実施予定でございます。3月10日に実行委員会をいたしまして、開催する方向で進めております。

その2段下ですが、佐藤財団との共催で夏のサイエンスキッズ、それからサイエンスファミリーということで、青少年を対象とした教室を開催する予定でございます。

その2つ下、青少年リーダー育成研修会、こちらは宿泊研修です。今年度はできませんでしたが、全6回を予定しております。昨年、青少年リーダー卒業生の活用ということでご意見をいただいて

いるのですが、この研修のなかで、1コマ授業を卒業生にやっていただくのはどうかということを企画しています。それから、卒業生には成人式の運営の協力で、成人式の司会ですとかをお願いしており、社会教育課としては関係性を継続して持っていきたいと思っております。

中段になりますが、国際理解講座、先ほど閉講式ということでご報告させていただきましたが、来年度も佐藤財団との共催で実施をしていく予定でございます。

それから、家庭教育講演会ということで、今年度はコロナの関係もありましたので、オンラインで開催させていただきました。来年度も3回予定しております、お子さんがいらっしゃるご家庭は、オンラインの方が参加しやすいというご意見もいただいておりますので、対面での講演会とオンライン講演会の開催方法について、先生と話し合いながら検討をしていきたいと考えております。

その下、成人対象の多文化体験講座ということで、市民会議委員で企画しております。

以前、成人の講座が少ないのではないかとのご意見を委員よりいただいておりますので、今年度は実施できませんでしたが、英語で楽しむ料理ということで、英語で説明しながら料理しているところを撮影して、配信するようなものを企画しております。また、多摩リハビリテーション学院の生徒さんが認知症予防の講座でご協力いただけるということで、成人向けの講座をやらせていただいております。

それから、ファミリーコンサートですが、実は4月10日に予定をしておりましたが、コロナの関係で練習ができておらず、開催が難しいということになりましたので、中止となっております。児童合唱団、市民合唱、青少年吹奏楽団については実施をしていきたいと思っております。

裏面にうつりまして、中段は図書館のスケジュールになっております。図書館では、職場体験、各種展示、おはなし会、教室・講座・イベント、それから学校図書館運営支援ということで、こちらは引き続き実施をしております。

中段から下になりますが、郷土博物館、吉川英治記念館、美術館です。郷土博物館は4つの企画展、吉川英治記念館は季節ごとの展示やコンサート、美術館につきましては特別展や企画展ということで予定しております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

非常に行数が多いので、右側に行番号を振ってもらおうと思っておりますので、次回の資料作成の際は、工夫をお願いしたいと思います。

4 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、青梅市図書館特別整理に伴う休館について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料4をご覧くださいと思います。青梅市図書館特

別整理に伴う休館についてです。

青梅市図書館条例第4条第5項において、特別整理期間を年1回実施することが定められております。内容としては、すべての資料があるかどうかということを確認するものです。それから、書架とか図書等の清掃を行いまして、市民の方に気持ちよくご利用いただく図書館ということで館内整理を行うものでございます。

また、休館日に伴う利用者の不便を軽減するために、今年は5回に分けて実施をする予定でございます。

まず、5月31日から6月5日の6日間で中央図書館になります。その後、6月6日から6月10日の5日間は青梅と大門の図書館。6月7日から6月10日の4日間は成木図書館。6月13日から6月17日の5日間は長淵と梅郷と新町の図書館。最後が、6月21日から6月24日の4日間は沢井、小曾木、今井の図書館になります。

蔵書数の関係で1日長くなったり短くなったりしております。中央図書館は蔵書数が多いため、6日間となっております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔百合委員 着席〕

【教育長（橋本）】 ここで委員4名全員の出席を確認させていただきます。

5 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(2) 事業等の実施結果について

ア 長期欠席児童・生徒の状況（1月）について（教育指導担当）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様にはお目通しいただいておりますので、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 先ほどのいじめの表と同じように、不登校についても数字を見て考えたことがありますので、お話をさせてください。

まず、一番下の段の右側、昨年度からの継続、学年としての傾向、経年比較とございます。この経年比較を見ますと、一昨年度が小学校2人で昨年度が5人、今年は6人ですね。中学校もそれぞれ13人、14人、24人。全欠席の子どもの数が増えているということは、気になります。

特に、30日以上の不登校ということもそうなのですが、やはり全欠席の子どものことがいつも

気になっていまして、そちらに目がいってしまいます。全欠席の児童の数で、今度は小学校の4月の数字を見ますと11名ですね。4月が11名で、9月は7名、そして今回は6名ということで、年度初めより月を追うにしたがって今度は減ってきています。中学校も同様のことが言えまして、4月初めには37名が4月全部休んでいたのですよ。9月で見ると29名です。今回24名。つまり、全欠席の児童・生徒は年度初めが一番多くて、だんだん減っています。これは何が言えるかというと、乱暴な推測ですけど、それぞれの学校が一生懸命頑張って働きかけている成果が、この中に出ているのではないかと思うのです。

このことから、学校として特に力を入れていったらいいのはどこかと考えますと、年度初めの4月に不登校の児童・生徒を少なくするように、休みがちの子どもには一生懸命声をかけて、減らす。4月の初めが、私は勝負じゃないかと思います。

先ほどのいじめと同じように分析していただいて、ぜひ学校にも4月初め頑張ってくださいというようなお話をさせていただければありがたいと思うのです。指導主事の先生たちも学校に対して一生懸命プッシュしていただければと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

【委員（稲葉）】 この長期欠席している子どもたちの居場所というのが、家庭の中だけだと思います。来年度の話ですが、私の所属しているNPO法人青梅こども未来が、日本財団の助成金を得まして、子どもの第三の居場所というものを新町で開くことになりました。長期欠席の子どもたちの居場所づくりをしたいと思って申請しました。教育委員会からも、学校には行けなくても地域の広場があるということを紹介していただければと思います。スタッフは子どもに精通した精鋭ばかりですので、地域や人とのつながりを持ちながら、学校復帰という力も湧いてくると思うので、家中だけではなくて社会とつながる居場所というのを紹介していただければと思います。

【教育指導担当主幹（梶井）】 ありがとうございます。指導室でフリースクール等と連携を強化していくということで、いくつかの団体に声をかけさせていただいて、適応指導教室、登校支援室、指導室とフリースクールでつながるような場を設け、生活指導主任会にも参加していただくようにしましたので、その中でご紹介させていただければと考えております。

【委員（稲葉）】 お願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 令和4年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和4年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議資料1をご覧ください。令和4年度青梅市教育委員会の

教育施策について説明をさせていただきます。

令和4年度教育施策の概要のほか、中には青梅市教育推進プランもあわせて掲載をしております。

まず、資料を2枚おめくりいただいた1ページ目になります。教育目標になりまして、2ページから10ページまでに5つの基本方針を記載してございます。こちらにつきましては、2月16日の教育委員会臨時会におきましてご決定をいただいております内容となっております。本日はその次の12ページ以降にございます、令和4年度青梅市教育委員会の主な教育施策を、基本方針1から基本方針5にわたりまして項目を列記させていただきますので、こちらの説明をさせていただきます。

まず、基本方針ごとの項目でございますが、12ページの基本方針1の「1 人権教育の推進」から始まりまして、20ページ基本方針5の「12 市長部局との連携」まで、それぞれ四角で囲った項目ということでお示しをさせていただきます。これらの項目ごとに、その下にゴシックの太字で書かれておりますけれども、さらに各施策を掲載してございます。こちらを合計しますと、132施策ということになっております。そして、各施策の頭に星印がついているものが新規事業でございます。菱形がついているものが重点施策または拡充施策をあらわしております。令和4年度の内訳につきましては、新規が2件、重点および拡充が38件、合計いたしますと40件の事業ということになります。

新規事業としましては、14ページ中段「GIGAスクール構想の実現および充実」、18ページ中段「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡充」の2件ですが、今後青梅市にとって必要な施策であり、これまでも協議等をしてきた項目になっております。

なお、ほかの施策も含めまして、21ページから64ページまで記載しております施策は、教育委員会事務事業点検評価の対象となる事業となります。

21ページから64ページまでは、令和2年度の主な教育施策の新規事業と重点事業を1ページに1つの事業を掲載しており、中ほどには事業目的や事業内容などの詳細が記載されております。また、ページの下段には、年度ごとの目標達成の数値化として、事業期間ですとか年度別の仕事量、さらに評価として年度別評価等についての各項目を表にあらわした記載欄を設けております。

今後、この施策は担当課ごとに分かれておるわけでございますけれども、これら各教育施策の実現に向けて引き続き努力を重ねていくというものでございます。

雑駁な説明で申しわけございませんが、説明は以上となります。

教育委員の皆様には、1月下旬ごろから、前年度との比較や新規事業等について事務局を通して各課と意見交換などを行っておりますので、さらにご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

以上、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 まず細かい話ですけど、21ページ「主な教育施策の事業内容」の年度ですが、

これは誤記でしょうか、令和4年度ですよ。

【教育総務課長（芥川）】 申しわけございません、令和4年度に訂正させていただきます。

【委員（大野）】 もう一点。事前に意見を求められたときに気がつかなくて、今ここで気がついて大変申しわけないけど、来年度予算が通ればスクールロイヤーを新規に採用したいというお話が以前あったかと思うのですが、施策に入れることってできるのですかね。主な教育施策のどこか、21ページからの事業内容に入れると、市民の人たちにも理解してもらいやすいし、仕事をしていく上での、数値化の目標なども入れられたらと思います。もし書いてあるのに私が書いてないような発言をしたのなら申しわけありません。

【教育総務課長（芥川）】 こちらは本日ご承認賜りましてからの印刷となりますので、大野委員のご指摘の点につきましては、記載できるかどうか検討させていただきたいと思います。

【教育長（橋本）】 スクールロイヤーについて補足させていただきます。これまでもお話をさせていただいておりまして、青梅市教育委員会としても、弁護士資格を持つ専門職員を教育委員会内に採用したいということで準備を進めてまいりました。新年度予算にも計上してございます。現在、2人のお申し込みをいただいております。採用者の都合にもよりますが、一日も早く採用したいと考えているところでございます。教育施策への記載については、教育総務課長から申し上げましたとおり対応したいというふうに考えます。

ほかに、本件についてご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 21ページから64ページまでの事業評価ということでご説明いただきたいと思います。このパーセンテージというのは、誰がなされて評価しているのかと、どのような基準で数値化しているのか。100%というのが多いようですけれど、それ以外の例えば80%とか70%というのはなく、みんな100%というのはどういうことか、その数値化のご説明をいただければと思います。

【教育総務課長（芥川）】 年度別仕事量100%となつてございますのは、1年ごとにその施策を実行しているということでございまして、各年度100%というのは1年ごとにその施策を実施しているということです。この数値が100%でないところについては、基本的に単年度事業でなくて継続した事業。例えば45ページ、文化財の保存・活用については令和3年度30%、令和4年度70%で合計100%。基本的にはそういうふうに考えております。

【委員（杉本）】 第三者が数値化しているとかそういうことではなくて、担当者自身で評価しているのですか。

【教育総務課長（芥川）】 基本的には、担当課での評価とその仕事というものを記載させていただいております。

【委員（杉本）】 自分でやった仕事を自分で評価していると、そういうことですね。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、令和4年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、は承認されました。

2 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について (教育総務課・学務課)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、協議事項2、青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

協議資料の2をご覧ください。青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則要綱であります。

まず、1の改正の理由ですが、本規則における通学路にかかる定義の正確を期するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、2の改正の内容ですが、通学路とは別の登下校区域、こちらは児童が学童保育所への通行等に利用する区域で、学校で定めている通学路とは別の区域になります。そちらを通学路とあわせて、「通学路等」と定義を見直すものであります。

なお、3の施行期日は公布の日からといたします。

1枚おめくりいただいて、A4横判の新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項の施設等の定義において、通学路にかかるものに登下校区域を加える内容としております。

また、防犯カメラ設置施設の一覧の中で、「通学路」とあるものすべてを「通学路等」と「等」を追加しております。

説明は以上になります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(大野)】 また表記上のことに関する質問で申しわけありませんが、新旧対照表の改正後にある下線を引いた部分の2行目、「含む」と「児童」の間に「。」が入るのではないのでしょうか。そうでないとすると、「経路等を含む」までが「児童」を修飾しているということなのではないのでしょうか。一読してみてもよくわかりません。

【教育長(橋本)】 結論からいうと「。」は入らないと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

【学務課長(榎戸)】 「。」は含まないものでございます。

【委員(大野)】 下線部分を読みますと、「および登下校区域(学校と学童保育所間の経路等を

含む児童が登下校時に通行する道路をいう。)」この文面が理解できない。「。」を含むかどうかの話でなくて、わかるような表現はどのようなのでしょうか。よりわかりやすいようにしていただけるといいのではないかと思います。

【教育長（橋本）】 大野委員のおっしゃる部分で、表現が非常にわかりにくいということでございます。基本的には、教育委員会を含めて規則等の改正には市の法制担当とやり取りをしてこうなっておりますけれども、改めて今のご意見を受けて、法制担当ともう一度協議をして、最終的な規則改正というふうにしたいと思っております。よろしいですか。

【委員（大野）】 つきましては、この文章を読み取れない私のために、意味を説明してください。

【教育長（橋本）】 この表現をかみ砕いてご説明いただきたいと。

【学務課長（榎戸）】 これまでこちらは通学路に限定しておりましたが、今回改正するものは、学校と学童保育所の施設が同じ敷地内にないところもございまして、学校から学童保育所の間も含めて登下校時に使用する道路として明文化したものでございます。

【委員（大野）】 それはわかっています。ここに書いてある表現がどういうふうなことでつながりがあって、この言葉がここに修飾するからこういうふうになるとか、ここの表現を説明してもらいたいのですよ。趣旨は課長のおっしゃったことで自分としては理解しているのだけど、日本語として読み取れないのです。法制担当と協議して最終的にこういうふうになったのなら、たぶんあっていられるでしょう。しかしながら、素人としてよくわからないので、説明してもらいたい。

【教育長（橋本）】 ただいまの件がきちんと整理されませんと、ここでご承認をいただくというのはなかなか難しいということでございますので、本件の協議については一旦保留とさせていただきますと思っております。

3 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について (学務課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3を議題とさせていただきます。青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について、を説明いたします。

【学務課長（榎戸）】 それでは、協議事項3、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

保護者の申立てによる就学指定校の変更は、本要綱の第3項および別表の規定にもとづき可否の判断しておりますが、今回はこの別表に関し、表現の一部を改正しようとするものであります。

それでは、協議資料3をご覧ください。

1. 改正の理由であります。児童・生徒の通学の安全をより一層確保するため、就学指定校変更の要件を見直そうとするものであります。

次に、2. 改正の内容であります。2枚目の新旧対照表をご覧ください。改正前後、別表の事由4「地域的事情による場合」の内容であります。学区域の境近くにお住まいの方などから、距離的に近い、指定校ではない学校の転入学を希望された場合、現在は現行に記載の最短距離を地図上ま

たは場合によっては現地で確認し、許可しております。しかし、この場合、各校が定めております通学路を考慮に入れていないことから、学校が把握している危険個所が含まれてしまうこと。あるいは実際に転入学後に学校から指導される通学路を使った登下校をすると、申請時とはコースも距離も異なってしまうことなどがありました。そこで、左側の別表内を「通学距離が最短」と変更し、あわせて別表下の備考のとおり、通学距離を「市立学校が指定する通学路を基準に計測する距離」と示し、通学距離を要件とする就学指定校変更の際には、登下校の安全面を考慮して可否を判断できるようにしようとするものであります。

戻っていただきまして、3. 実施期日等につきましては、令和4年4月1日から実施しますが、改正後の別表の規定は4月2日以降の転入学および次年度に向けた令和5年4月1日の入学から適用するものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 この表現を改正しようかということに至るには、保護者から指摘とか何かあったのですか。

【学務課長（榎戸）】 保護者からは直接そういうものはなかったのですが、実際に申請を受けた中で、地図上通れる道であればすべて計測していたのですが、学校で指定している通学路を通らない、場合によっては学校が危険個所として把握している、例えば交差点を渡ってしまうといったルートでもかまわず認めてしまうということがございましたので、基本的には、通学路を含めた形での最短距離がとれるようであれば指定校の変更を受けようというふうに変更しようとするものでございます。

【委員（大野）】 下から3行目の備考の「通学距離とは」というところなのですが、「市立学校が指定する通学路を基準に計測する距離をいう」とありますね。

2つの小学校の学区があるとして。A校、B校としますと、ある児童にとってはB校の方が近いのではないかと。でもA校の学区にいると。通学路というのは、B校にとっての通学路は決まっていますね。だけど、その児童のお住まいのところから学区に入るところまでというのは通学路ではないです。そもそもA校の通学路になってもB校の通学路とは限らない。つまり、この「通学距離とは」の定義がこれでいいのかなと私は思ったのです。

B校の学区に入る場所までのところは、通学路とはいえませんね。あくまでB校の通学路ですから。だから、この「通学距離とは」という定義が、これで平気なのかなと思ったのです。

【学務課長（榎戸）】 大野委員からお話がありましたとおり、すべての道路が通学路に指定されているわけでもありませんので、学区内であっても通学路に出るまでにはできるだけ最短距離で一番近い通学路に出るようということをご指導していただいております。今回の場合でも、まず通学路に出るまでの最短距離を使って計測をしていこうというふうにご検討いただいております。

【教育長（橋本）】 確かに、自宅の入り口の前には指定されている通学路というものはないけれども、A学区にいる児童・生徒がA校に行くには、その道に出るまではどうしてもどこかは通らなければならない。B学区のB校に行くにもその解釈は同じだということですね。

【学務課長（榎戸）】 今のお話のとおりでございまして、いずれにしろその通学路に出るまでは最短距離で一番近い通学路を比較した中で、指定校でない学校が近ければ、そちらへ変更を認めようというものでございます。

【教育長（橋本）】 本件について、ほかにいかがでしょうか。

【委員（百合）】 「4 地域的事情による場合」の一番下、（第三小学校および新町小学校への変更を除く）というのは、どういう意味なのでしょう、教えてください。

【学務課長（榎戸）】 第三小学校および新町小学校につきましては、以前より、学校の規模が大きいかも、他の地区からは受け入れないということです。

【委員（百合）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（大野）】 令和4年の小学校の新入生のうち、最短距離というので保護者がご希望なさって学校を変えるという方はどれくらいいらっしゃるものなのでしょうか。

【学務課長（榎戸）】 今年度ですと現時点で53人から申請が出ております。2年度は26人、元年度は25人というふうに、ある一定数は申請がございまして。

【委員（稲葉）】 小学校だけでなく、中学校も入るのですか。例えば新町中学校と泉中学校で、泉中学校の方が近いのに新町中学校に行かないといけないという話も聞いているので、その辺のところはどうなのでしょう。

【学務課長（榎戸）】 お申し出があれば、小・中学校にかかわらず、どちらでもお受けいたしております。別表の対象学年ということで、「小中学校の全学年」と書いておりますとおり、中学校でもお受けいたしております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部改正について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部改正について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、協議資料の4をご覧ください。青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則要綱についてでございます。

改正の理由でございます。不登校児童・生徒に対する支援は、従来、在籍校復帰のみならず、社会的自立を目的としていることから、当該支援の目的を明示するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、目的の規定に、社会的自立を支援する文言を追加するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、改正後と現行をご覧ください。左側の改正後（目的）第1条の下から2行目、「不登校児童・生徒の在籍校復帰および社会的自立への支援を図ることを目的とする」ということで、「および社会的自立」という文言をつけ加えさせていただいております。

戻りまして、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部改正について、は承認されました。

再 2 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について（教育総務課・学務課）

【教育長（橋本）】 先ほどの防犯カメラの規則の一部改正に関する部分について、改めてご意見をいただければと思います。

【委員（大野）】 私なりの解釈ですが、ひとつ提案させてください。

この「含む」と「児童」の間のところ、「児童」から始めて、「児童が登下校時に通行する道路であって、学校と学童保育所との間の経路等をいう。」としたら、いかがでしょうか。

【教育総務課長（芥川）】 大野委員のおっしゃるとおり、「児童が」から始まりまして、児童が登下校時に通行する道路を原則的に登下校区域としているのですけれども、「児童が登下校時に通行する道路（学校と学童保育所との間の経路等を含む）をいう。」というふうになるかと思います。

【教育長（橋本）】 ただいまの大野委員のご意見、ご指摘を受けて、今の事務局からの案も含めて、一旦、今の修正案で特に問題がないかというところを、担当部署に事務局で確認をしていただきたいと思います。改めてその後、またご審議いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 それでは、暫時休憩いたします。

[休 憩]

【教育長(橋本)】 再開いたします。

青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正につきまして、先ほどのご意見等を踏まえた修正案についての説明をお願いいたします。

【学務課長(榎戸)】 登下校区域の説明でございますが、「児童が通行する学校と学童保育所の間の経路等を含む道路」というふうな表現に改めさせていただきたいと考えます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(橋本)】 説明が終わりました。改めまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

短時間の審査をさせていただいたところでございますので、本会議終了後、改めまして法制担当の部署へ再確認をさせていただきます。その際に、若干の変更等があるようでしたら、そこを含めでご承認いただきたいと思いますと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。それでは、そのように対応させていただきます。

よって、青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正について、は承認されました。ありがとうございました。

【教育長(橋本)】 次に、先ほど協議事項2および協議事項4が承認されたことに伴い、議案が2件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に、「議案第24号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について」および「議案第25号 青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則の一部を改正する規則について」を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第24号および議案第25号を追加いたします。

これから議案書を配付いたしますが、先ほどの件を踏まえていただきまして、議案第24号につきましてはご覧いただけるようお願いを申し上げます。

[議案書(2)配付]

日程第5 議案審議

議案第24号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について(追加)

【教育長（橋本）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました「議案第24号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第24号、青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規則の一部改正につきましの議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第24号 青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部を改正する規則について」は可決されました。

議案第25号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、「議案第25号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、議案第25号、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど協議資料4においてご説明したところでございます。

青梅市適応指導教室（ふれあい学級）の運営規則の第1条に、「および社会的自立」を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第25号 青梅市適応指導教室（ふ

れあい学級) 運営規則の一部を改正する規則について」は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(指導室)

【教育長(橋本)】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

[退 席]

【公開】

【教育長(橋本)】 ここから会議を公開といたします。

【教育長(橋本)】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。そのほか、何かありますか。

【学務課長(榎戸)】 前回の委員会におきまして大野委員から、特認校制度で在籍している成木小学校の児童の進路についてお答えいたします。

現在、小規模特認校制度を使った6年生の児童が7名在籍しております。前回ご説明申し上げたとおり、4名は第七中学校へそのまま進学するというので、残りの3名の進路についてです。成木小学校に確認しましたところ、私立に進学する方が1名、あと2名につきましては本人あるいは保護者の意向ということでした。昨年度、同じようなケースは1名おりまして、その方は本人・保護者の意向で、第七中学校に進学されなかったということでございます。

以上でございます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

【社会教育課長(遠藤)】 机上に、『インサイド・ヘッド』というパンフレットをお配りさせていただきました。現在、応募が少ない状況でございますのでご案内させていただきます。

【教育長(橋本)】 何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 とてもいい映画ですけど、人数が集まってないということで、現在、何名の申し込みがあるのですか。

【社会教育課長（遠藤）】 前回の『二宮金次郎』が70名前後の参加でしたが、それよりも申し込みが少なく、まだまだ席に余裕がありますのでご案内させていただきました。

【委員（稲葉）】 この映画は、子どもたちの感情のコントロールというところで、とてもいい映画なんですけど、この説明がこのパンフレットに書かれていない。アニメを通じて、子どもがどう自分の気持ちを処理するかということを見せてくれる映画なのですが、パンフレットに書かれていないので、子育て中のお母さんにうまく伝わっていないのではないのでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 今後、伝わりやすい表現になるようにしたいと思います。

【委員（大野）】 これに限らないことですが、申し込みの方法が往復ハガキですよね。オンラインによる申し込みができないものなのでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 人数制限をかけられずに、多くの申し込みがきてしまう可能性もあり、往復はがきでの申し込みとしました。しかし、大野委員のおっしゃるとおり、往復ハガキを普段使わない時代ですので、申し込み方法を今後考えていかなければいけないと思います。

【委員（稲葉）】 お母さんたちみんなスマホを使っています。QRコードを経由して、例えば20人限定だったら、20人申し込みがあったら、それ以上は申し込みませんという設定もできます。今の子育て世代を対象としているのなら、スマホで基本は申し込むと思うので、変えていった方がいいかなと思います。今本当にQRコードを読み取って申し込みページにアクセスするのが主流となっているので。

【委員（大野）】 オンラインで申し込むということは、社会教育課だけではなく市役所全体でできるのですよね。

【社会教育課長（遠藤）】 今、正確な情報はわからないのですが、QRコードを活用したものは、まだできないかと思いますが、メールでの申し込みは可能でございます。

【委員（大野）】 では、可能な範囲でデジタルでの受付をしてください。

【教育長（橋本）】 いろいろありがとうございます。新年度から庁内にいわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進担当の課長職と係長職を配置いたします。とにかく市役所に来なくて何か出さなくてもいい、紙で出さなくてもいい、そういった処理ができるように努力せよということを市長からも指示を受けておりますので、ただいまのご意見も十分に踏まえて対応していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【文化課長（北村）】 それでは、本日お手元に配付いたしました資料、東京都指定有形文化財「旧多摩郡下師岡村名主吉野家文書（8,703点）」等の寄贈について、の説明をさせていただきます。

経過としましては、令和元年10月に、文書等の所有者であります〇〇様から、文書の寄贈とあわせまして吉野家に伝わる火縄銃、脇差、槍等の寄贈の申し出を受けたため、文書の点数確認や寄贈の手続を進めまして、令和4年3月18日に受領し、本日、午前中に教育長から寄贈者へ感謝状

をお渡しいたしました。本来でありましたら、前もって報告すべきところを、事後の報告となりましたことをご詫言申し上げます。

寄贈資料の吉野家文書の8, 703点につきましては、江戸時代の下師岡村の名主でありました吉野家に伝ってきたもので、吉野氏の歴史的な変遷や下師岡村の農民生活の実態、周辺村落との関係というものを示す貴重な資料として、昭和63年に東京都指定有形文化財に指定されております。この文書につきましては、長い間、青梅市郷土博物館に寄託資料として保管されてきたものでもあります。

また、火縄銃、脇差、槍等につきましては、今回の寄贈とあわせて、東京都教育委員会へ銃砲刀剣類登録の完了いたしました。

寄贈日につきましては、記載のとおり令和4年3月18日となっております。

今後の予定としましては、所有者が〇〇様から青梅市にかわりましたので、変更の手続きを行ってまいります。

もう一点、机上に、青梅宿の文人の根岸典則展の展示図録の方を配付させていただきました。内容につきましては、当該展示資料の解説や根岸典則を中心とした年表、金剛寺碑などの旧青梅町内に残ります石碑の積文も掲載した資料となっております。こちらにつきましては、市内の図書館や市内小・中学校等にも配付し、郷土博物館・社会教育課で販売をいたします。

説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 2点の説明をさせていただきました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 この根岸典則展を含めて、これまで青梅の歴史に自分も興味があつて見学したりしましたが、私の出身である吹上の旧霞村の資料が非常に少ないです。残念に思っていたのですが、この吉野家文書などをよく解読していただいたりしながら、ぜひ霞村の文書も充実させていただけたら、住民としてはうれしいです。

【文化課長（北村）】 こちらの東京都指定の吉野家文書につきましては、あらためて見ていただく機会があればと思いますが、東京都教育委員会で平成のころからマイクロフィルム化を進めておまして、その際に一部解読したものが刊行されております。こちらにつきましては、博物館だけではなく市内図書館でも閲覧できると思いますので、ご案内させていただければと思います。

旧霞村関係の資料につきましても、情報提供させていただきます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

事務局の方からほかには報告はないですか。よろしいですか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 お手元の最後の1枚、今後の日程をご覧ください。新年度以降の予定となっております。

まず、4月4日に新補、転補校長紹介、午前9時30分から、会場は教育委員会会議室となりま

す。同日、教職員辞令伝達式が10時から、会場は市役所2階の204～206会議室となります。

続きまして、4月6日、小学校入学式。4月7日、中学校入学式。こちらにつきましては、ご案内のとおり来賓のご参加はご遠慮いただくこととなっております。

最後に、4月20日、第1回目の教育委員会定例会、午後1時30分から教育委員会会議室となっております。

今後の日程は以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。一部進行が停滞いたしましたことをお詫び申し上げます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時40分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員